

# 邑楽町小規模企業振興条例（仮称）の基本的な考え方

町内企業のおよそ9割を占める小規模企業は、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域経済の安定に貢献するとともに、本町経済及び社会の発展に寄与しています。

一方で、小規模企業を取り巻く環境は、人口減少や競争激化といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者数の減少、経営層の高齢化や後継者の不足等の様々な課題を抱えています。

こうした小規模企業の現状や平成26年に制定された小規模企業振興基本法の趣旨等を踏まえ、人口減少社会における町経済の持続的発展に不可欠である小規模企業振興を明確に位置づけるため、邑楽町小規模企業振興条例（仮称）を制定することを検討しています。

## 1 条例の目的

この条例は、小規模企業の振興について、基本理念を定めるとともに、小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本町経済の健全な発展及び町民生活の向上に資することを目的とします。

## 2 条例で必要となる定義

### (1) 小規模企業者

中小企業基本法第2条第5項に該当する者で、町内に事務所又は事業所を有するもの

中小企業基本法（抜粋（第2条第5項））

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

### 第2条

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

### (2) 小規模企業に関する団体

商工会及び商工会連合会その他小規模企業者の支援を目的とする団体

## 3 基本理念

(1) 小規模企業の振興は、小規模企業が、地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、町の経済及び社会の発展に重

要な役割を果たしているという基本認識のもとに行います。

(2) 小規模企業の振興は、小規模企業者の自立的な経営及び相互の連携を促進するものとしします。

(3) 小規模企業の振興は、小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することにより、小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られることを旨として行います。

#### **4 町の支援**

町は基本理念に基づき、必要な助言、情報の提供、財政上の措置その他の支援を講ずるよう努めます。

#### **5 基本的施策**

町は、経営資源（経営に必要な資金、設備、技術、知識、人材、情報等）の確保が困難である小規模企業者が多いことを考慮した上で、小規模企業の活力を図るため、小規模企業に対する必要な施策や支援を講ずるものとしします。

#### **6 多様な主体との協働等**

町は、小規模企業の振興に関する施策が効果的に実施されるよう国、県及び小規模企業支援団体等多様な主体との協働及び連携を推進することに努めます。